

共生型サービスの創設に伴う基準条例の改正について 意見を募集します。

1 条例改正の背景等

- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)において、介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成24年法律第51号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)が改正され、高齢者、障害者及び障害児が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に、新たに「共生型サービス」を創設することとされました。
- この介護保険法等の改正を受けて、指定居宅サービス(介護保険法)、指定障害福祉サービス(障害者総合支援法)及び指定通所支援(児童福祉法)の「共生型サービス」が有すべき人員、設備及び運営に関する事項については、地方公共団体が条例により基準を定めることとされており、当該事項について、現行の条例(以下「基準条例」という。)の一部改正を行うものです。
なお、京都市内の事業所については、京都市の条例が適用されるため、今回の条例改正の適用対象から除かれます。
- つきましては、基準条例改正の概要を取りまとめましたので、これに関する御意見を下記によりお寄せください。

記

1 意見募集期間

平成30年10月1日(月)から平成30年10月22日(月)まで

2 意見の送付方法

- 郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で「京都府健康福祉部障害者支援課」宛てにお送りください。(様式は自由です。)
- 御意見の内容を確認させていただくこともありますので、差し支えなければ、住所、氏名、電話番号を併せてお知らせください。
- なお、恐れ入りますが、電話での意見提出は御遠慮願います。

(1) 郵送の場合

〒602-8570(専用郵便番号のため住所記載不要)
京都府健康福祉部障害者支援課 宛て

(2) ファックスの場合

ファックス番号: 075-414-4597

(3) 電子メールの場合

アドレス: shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

3 公表資料

「共生型サービスに係る基準条例の改正の概要」について
※公表資料は、京都府ホームページでも御覧いただけます。

2 改正する条例の概要

1 改正する条例について

- ・介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- ・介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例

2 条例改正の対象となる共生型サービスとは

高齢者、障害者及び障害児が同一の事業所で、訪問、通所、短期入所サービスを受けられるように、介護保険と障害福祉の両方の制度に新たに「共生型サービス」が位置付けられました。近隣やこれまでなじみのある事業所でサービスを受けることにより地域包括ケアを強化し、地域共生社会の実現を図ろうとするものです。

3 条例改正の考え方について

条例で定めるべき基準の内容は、省令において、地方公共団体が条例を定めるに当たって従うべき基準、標準とすべき基準又は参酌すべき基準として規定されています。

条例の改正に当たっては、省令で規定されている基準（以下「省令基準」という。）の位置付けを踏まえ、有識者の意見等を参考に、次の「四つの視点」により検討しています。

- ①省令基準のとおり全国一律の内容が望ましいもの
- ②省令基準を緩和することが望ましいもの
- ③省令基準では抽象的な記述となっているため、具体的に示すことが望ましいもの
- ④省令基準では示されていないが、新たな基準として盛り込むことが望ましいもの

4 省令基準のとおり全国一律の内容とする事項

「共生型サービス」については、全国で一定のサービス基準を確保し、適切な設備整備と適正な運営を図るため、省令基準で詳細な基準（概要別紙のとおり。）が定められているところです。

そのため、この条例においては、現在の省令基準をそのまま取り入れることとした上で、次の一部の事項を追加して定めることとします。

5 府独自の基準

4のほか、既存のサービスに関する基準と同様に、共生型サービスにおいても、以下の2点を事業者を求めることとします。

- (1)府民の安心・安全を図ることが最も重要であるという観点から、申請者、従業者及び運営の三面から暴力団（員）を排除すること。
- (2)人権の尊重に配慮した運営を行うこと。

※指定障害福祉サービス（障害者総合支援法）及び指定通所支援（児童福祉法）については、省令で既に規定済みです。